

主任介護支援専門員の資格取得・更新 Q&A

問1. 主任介護支援専門員とは

○ 専門研修Ⅰ・Ⅱを修了した者で、介護支援専門員として十分な知識・経験を有する者が「主任介護支援専門員研修」を修了することで、主任介護支援専門員になることができます。

※主任介護支援専門員は、地域での多職種協働・連携の体制作りと個々の介護支援専門員に対する助言・指導等の役割が求められており、地域包括ケアシステムの構築に重要な役割を担っています。

問2. 主任介護支援専門員資格取得について

- 主任介護支援専門員の資格取得には、「主任介護支援専門員研修」を修了する必要があります。
- 主任介護支援専門員の資格を取得するにあたっては、実務経験年数などの要件があります。受講にあたっては、実施要綱等、最新の情報を確認してください。

問3. 主任介護支援専門員の資格は、どのように証明するのか

- 主任介護支援専門員の資格を証明するもの ⇒ **主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書**
- 介護支援専門員の資格を証明するもの ⇒ 専門員証

※ **主任介護支援専門員の資格は、介護支援専門員証のような資格証は交付されません。**
主任介護支援専門員であることを証明できるものは、「主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書」となります。

※ 主任介護支援専門員として就労するためには、この二つが必要です。



問4. 主任介護支援専門員の有効期間について

○ 主任介護支援専門員の有効期間は**5年**であり、その有効期間は研修の修了証明書に記載されています。介護支援専門員証では確認できません。

| 主任介護支援専門員研修修了日 | 主任介護支援専門員有効期間満了日 |
|----------------|------------------|
| 令和5年12月15日 | 令和10年12月14日 |

問5. 主任介護支援専門員資格の更新について

- 主任介護支援専門員の資格を更新するためには、主任介護支援専門員と介護支援専門員証の有効期間内に、「主任介護支援専門員更新研修」を修了する必要があります。
- 「主任介護支援専門員更新研修」は有効期間満了の概ね2年前から受講でき、研修を修了すると主任資格を取得した主任研修修了日を基準に、5年ずつ有効期間が延びていきます。
- 主任介護支援専門員資格の更新については、手続は必要ありません。

※受講申込にあたっては受講要件がありますので、要件を満たしているか事前に確認をお願いします。
 ※専門研修や更新研修の修了では、主任介護支援専門員の有効期間を更新することはできませんのでご注意ください。

問6. 「主任介護支援専門員更新研修」を修了した場合、介護支援専門員証についても更新ができるか

- 「主任介護支援専門員更新研修」を修了した場合は、「介護支援専門員証」の更新手続を行うことができます。
- 主任介護支援専門員の更新と違い、介護支援専門員証の更新には「手続」が必要となります。

※主任の資格を新規に取得する「主任介護支援専門員研修」の修了では、介護支援専門員証の更新手続はできませんのでご注意ください。

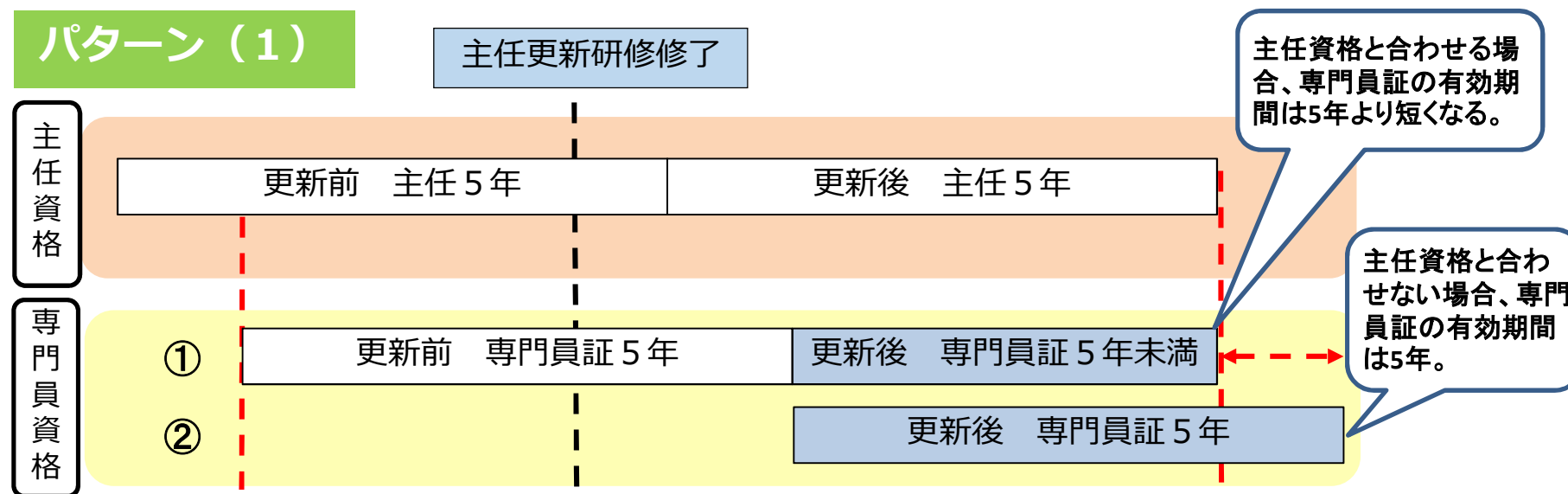
※専門員証の有効期間満了日までに主任更新研修を修了できない可能性がある場合は、先に専門研修課程Ⅱを受講しておいて下さい。

問7. 「主任介護支援専門員更新研修」修了による、専門員証更新の際の専門員証の有効期間について

○ 主任更新研修修了により専門員証の更新を行う場合、更新後の専門員証の有効期間を、主任資格と合わせるか、主任資格と合わせず通常どおり5年間とするか、選択が可能です。

※主任資格の有効期間を短縮することはできないため、合わせる場合は専門員証の有効期間を短縮して調整します。

パターン（1）

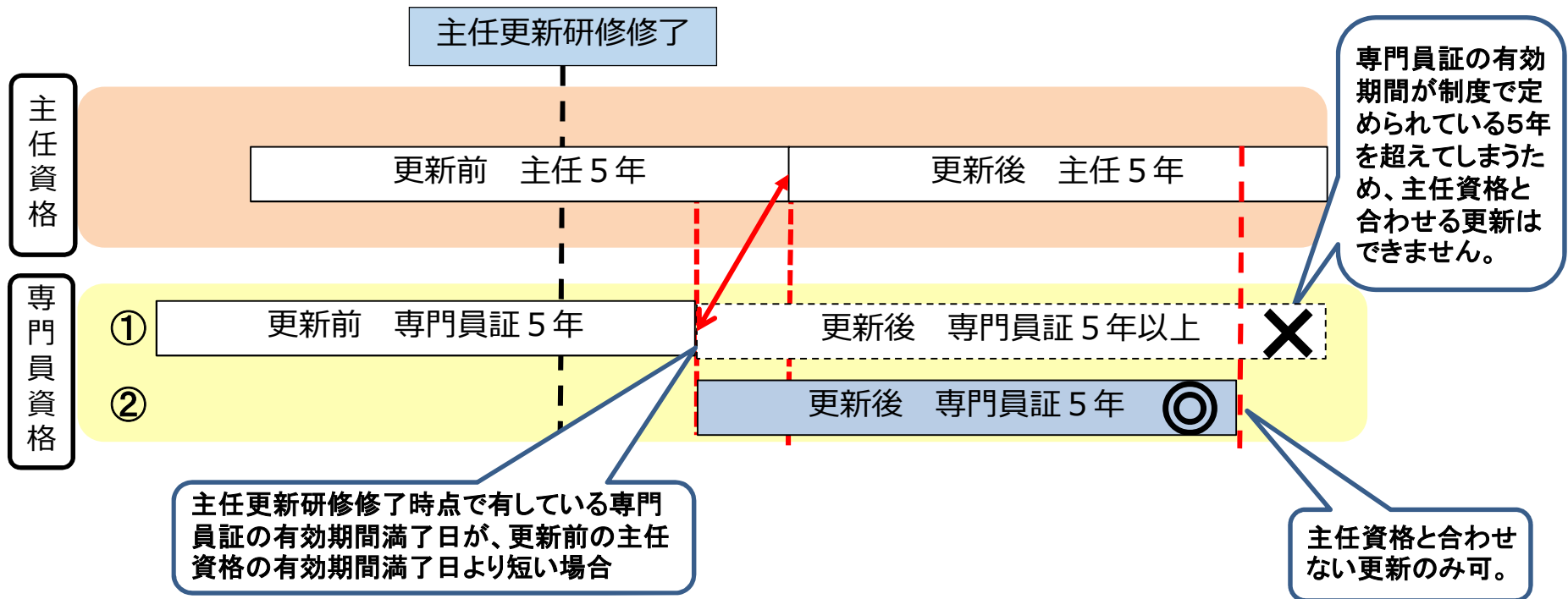


○ 専門員証の有効期間を主任資格と合わせた場合、更新後の専門員証の有効期間は、初回は5年より短くなりますが、有効期間の管理がしやすくなります。

○ 主任更新研修を修了した者の専門員証の有効期間については、主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて、両方の有効期間を揃える事を原則とします。

○ ②を希望される場合は、「介護支援専門員証有効期間に関する申出書」を提出頂く必要があります。

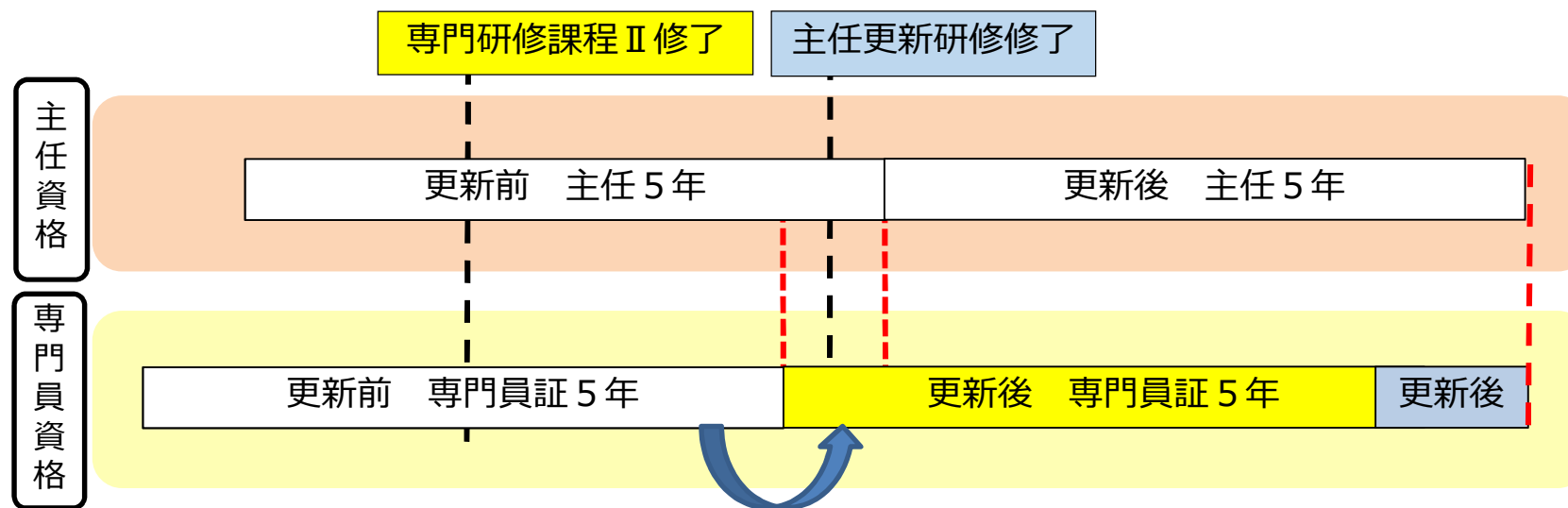
パターン（2）



○ 主任更新研修修了時点で有している専門員証の有効期間満了日が、更新前の主任資格の有効期間満了日より早い場合は、専門員証の有効期間を主任資格に合わせることはできません。

○ パターン（2）に該当する方が、専門員証の有効期間を主任資格に合わせることを希望する場合は、主任更新研修修了前に、専門員証更新のための研修を受講し、専門員証の更新手続きを済ませる必要があります。

パターン（3）



- 専門研修課程Ⅱの修了により、先に専門員証を更新することで、主任更新研修修了時点での専門員証有効期間満了日が、更新前の主任資格有効期間満了日より後となり、専門員証と主任の有効期間を合わせることができます。

問8. 主任介護支援専門員更新研修修了後、介護支援専門員証の更新手続きはいつでも可能か

- 主任介護支援専門員更新研修修了後、介護支援専門員証の有効期間を更新する場合は、**介護支援専門員証の有効期間が1年をきってから**申請してください。1年以上有効期間が残っている場合は、申請書を提出いただいても受理できません。

問9. 主任介護支援専門員の資格を持っている者について、介護支援専門員証の有効期間が満了した場合はどうなるか

- 介護支援専門員証の有効期間が切れた場合、介護支援専門員の資格と**同時に主任介護支援専門員の資格も失います。**
- ただし、主任介護支援専門員資格の有効期間内に、再研修修了により新たに介護支援専門員証の交付を受けると、主任介護支援専門員の資格は再び有効となります。
- 介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員の有効期間が切れても、失う資格は、主任介護支援専門員の資格のみとなります。

問10. 主任介護支援専門員の資格を更新しない場合、今後の更新はどの研修を受講したらよいか

- 主任介護支援専門員の資格は更新しないが、介護支援専門員証の更新を希望する者について、実務経験者は「専門研修課程Ⅱ」、退職や離職等により実務に就いていない者は「更新研修（実務未経験）」を受講してください。

※受講申込にあたっては、受講要件がありますので、要件を満たしているか事前に確認をお願いします。なお、主任介護支援専門員の資格は、主任介護支援専門員の有効期間満了後、失効します。失効にあたっては、県に対し何らかの届出を行う必要はありません。

問11. 主任介護支援専門員の資格を更新しなかった場合、再度主任介護支援専門員の資格を得るにはどうすればよいか

○ 主任介護支援専門員の有効期間満了後において、主任介護支援専門員としての業務に再び就きたい場合は、再度「主任介護支援専門員研修」を受講する必要があります。

問12. 修了証明書を紛失した場合、再発行は可能か

○ 原則、再発行はできません。大切に保管してください。

主任介護支援専門員研修修了

<両方更新したい場合>

主任介護支援専門員**更新**研修

○主任介護支援専門員
○介護支援専門員証

の有効期間が更新

「主任介護支援専門員更新研修」を受講・修了した場合、主任介護支援専門員及び介護支援専門員証の両方の更新可能。

<専門員証のみ更新したい場合>

専門Ⅱ研修 または **更新**研修

○介護支援専門員証の有効期間更新

専門研修課程Ⅱまたは更新研修を修了した場合、介護支援専門員証のみ更新が可能。

※介護支援専門員証を更新するためには改めて手続きが必要です。